

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（不在者投票）

第四十九条 （略）

256 （略）

7 選挙人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶（以下この項において「指定船舶」という。）に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員をいう。）であるもの又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。）であるもののうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当する事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

改 正 前

（不在者投票）

第四十九条 （略）

256 （略）

7 選挙人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員をいう。）であるものうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8| 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

(新設)

9・10 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 (略)

2～4 (略)

5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第九項までの規定は、適用しない。

(実費弁償及び報酬の額)

第一百九十七条の二 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第三百四十二条の三第一項の規定によ

8・9 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 (略)

2～4 (略)

5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(実費弁償及び報酬の額)

第一百九十七条の二 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）については、前項の規定によ

によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第一百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（次項及び第四項において「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四項において準用する第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において准用する第八十六条の三第一項若しくは同条第二項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において准用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める額の報酬を支給することができる。

3 衆議院（小選挙区選出）

議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者（当該候補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができ

3 衆議院（小選挙区選出）

議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者（当該候補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

る実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において准用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める額の報酬を支給することができる。

る。

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のため使用する事務員、専ら第百四十二条第三項の規定により選挙運動のため使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日までに限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第一百五十五条 (略)

2 (略)

5 第四十九条第八項において準用する同条第七項の規定による投票

票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

6 第四十九条第九項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第一百五十五条 (略)

2 (略)

5 第四十九条第八項の規定による投票

票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一（略）

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選舉事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第九項の規定により行われる送信に要する費用

四の二（略）

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い（第四十九条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に関するものを除く。）については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一（略）

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選舉事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第八項の規定により行われる送信に要する費用

四の二（略）

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い（第四十九条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に関するものを除く。）については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項若しくは

第七項から第九項までの規定による投票に関する行為においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対する行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

（不在者投票の時間）

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関する不在者投票管理者等に対する行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関する不在者投票管理者等に対する行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

第二百七十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項

若しくは第八項の規定による投票に関する行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対する行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

（不在者投票の時間）

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関する不在者投票管理者等に対する行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関する不在者投票管理者等に対する行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及び これに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票 に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法 第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前 の前日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>	<p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及び これに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票 に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法 第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前 日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後
改 正 前

（公職選挙法の準用）

第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七项及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合的一般選挙）、第一百十七条（設置選挙）、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十二条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条

（公職選挙法の準用）

第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七项及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合的一般選挙）、第一百二十九条（設置選挙）、第一百三十二条、第一百三十三条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条

まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百四十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条（選挙運動）、第十五条（争訟）（第二百二十二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第一百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第一百三十五条の二第一号及び第二号、第一百三十五条の三、第一百三十五条の四、第一百三十五条の六、第一百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第一百三十八条の二、第一百三十九条第一項第四号及び第二项、第一百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一項及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百三十九条の二第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第一百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第一百七十条の一（不在者投票の時間）、第一百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百四十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条（選挙運動）、第十五条（争訟）（第二百二十二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第一百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第一百三十五条の二第一号及び第二号、第一百三十五条の三、第一百三十五条の四、第一百三十五条の六、第一百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第一百三十八条の二、第一百三十九条第一項第四号及び第二项、第一百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第一百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第一百七十条の一（不在者投票の時間）、第一百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表・略)

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表・略)

○国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事務費）	（事務費）
第十三条（略）	第十三条（略）
2～9（略）	2～9（略）
10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。	10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項又は第八項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。
11（略）	11（略）
（不在者投票特別経費）	（不在者投票特別経費）
第十三条の二（略）	第十三条の二（略）
2～3（略）	2～3（略）
4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するため必要とする通信料とする。	4 公職選挙法第四十九条第七項又は第八項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するため必要とする通信料とする。